

◎第 号		商 業 調 査 票 (乙)																											
		(指定統計第23号)																											
3. 2. 1.		3. 2. 1. 商店名 商店名は商号があれば商号、商号のないときは屋号或は通称、又は業主の名を記入すること。																											
◎印欄及び※印欄は記入しないこと。		2. 商店所在地 店のある場所を都道府県、市区町村及び番地まで記入すること。																											
3. 従業者数 右の区分に従つて記入すること。 なお3ヶ月以上の長期欠勤及び未復員者は在籍していても記入しないこと。 (昭和24年8月1日現在)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>男</th> <th>女</th> <th>計人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人業主</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>家族従業者</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>会社及び団体の有給役員</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>商業使用人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 個人業主とは個人で経営している商店の主人をいい、家族従業者は大体の場合個人業主の家族のものであつて店の業務に従事しているものをいう、従つて家族従業者は雇傭關係にないのが普通であるが、もし家族のものでも他の雇傭従業者と同一の待遇や賃銀を受けておればこれは家族従業者とせず商業使用人として記入すること。</p> <p>ロ 会社及び団体の有給役員とは、会社に於ては社長、取締役、監査役等の重役をいい、團体に於いては理事、監査役等の役員をいう。なおその店の事務に直接従事しているものに限るのであるから、その店の会計に属するものを記入すればよいのであり従つて同一企業の他の店に属する重役、役員等は記入しないこと。</p> <p>ハ 商業使用人とはその店に従属し、その商業を補助するものをいい、支配人、部長、次長、社員、店員、賣子、見習員又は雜役その他に使われている常用の雇傭従業者をいう。</p>				種類	男	女	計人	個人業主				家族従業者				会社及び団体の有給役員				商業使用人				計			
種類	男	女	計人																										
個人業主																													
家族従業者																													
会社及び団体の有給役員																													
商業使用人																													
計																													
4. 繼業關係 この店の中で商業以外の事業、例えば製造工業、保険代理業、小運送業等を兼業しているか、兼業している場合はその業名を記入すること。		有(その業名)無																											
5. 商店の位置 この店のある位置を右の区分に従つて○印をつけること。		1. 商店街 2. 工場地帯 3. 官廳、会社、銀行街 4. 農村地帯 5. 住宅街 6. その他																											
6. 商店の本、支店別		右の区分に従つて○印をつけること。但し、本社及び本部は本店とし、支社、支部及び分店は支店とし、支店及び出張所のない店は本店とす																											
7. 商店の企業組織		1. 株式会社 2. 合名会社 3. 合資会社 4. 有限会社 5. 組合 6. 公園 7. 個人 8. その他																											
8. 商業の経歴		<table border="1"> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>都道府県名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 昭和15年末</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 昭和20年8月末</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 昭和23年末</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				年次	都道府県名	1. 昭和15年末		2. 昭和20年8月末		3. 昭和23年末																	
年次	都道府県名																												
1. 昭和15年末																													
2. 昭和20年8月末																													
3. 昭和23年末																													
9. 販場面積		販場面積を坪数で記入すること。(この店の商品を販賣するための販場の面積であつて、その店舗が自分のものであると他人から貸借しているものであるとを問わない)																											
10. 倉庫		倉庫を持つているかどうか、右の区分に従つて○印をつけること。(その倉庫が自分のものであると、他人から貸借しているものであるとを問わず、その店の商品を保管するものであればよい)																											
11. 業態		<table border="1"> <thead> <tr> <th>業態を右の区分に従つて専業とするものに○印、兼業とするものに○印をつけること。</th> <th>1. 一般卸賣業 2. 貿易業 3. 各種商品小賣業 4. 専門品小賣業 5. 飲食店 6. 代理商及び仲立業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(1)卸賣業とは 1. 及び 2. であつて原則として仕入商品を(り)、小賣業者又は次の段階にある卸賣業者に販賣するもの(り)、工場、鉱山等に販賣するもの(り)、ホテル、旅館、病院の薬局、理髪店及び美容院等のサービス業者に販賣するもの(り)、その他の産業用使用者に販賣するものをいう。なお貿易業(輸出入業及び主として連合軍に納品するもの等)は卸賣業とする。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(2)小賣業とは最終消費者(一般消費者)に対して商品を販賣するものをいう(り)、各種商品小賣業に入るものは百貨店、均一價格店、よろづ屋(り)、専門品小賣業に入るものは主として同じ種類の商品又はそれに附屬する商品を専門に取り扱う小賣業で、例えば呉服店、洋服店、食料品店、薬品店、文房具店、寵物店、洋品雜貨店、小間物店、荒物雜貨店等である。なお豆腐屋のように製造小賣するものは小賣業とする。(り)、飲食店とは食堂、喫茶店、カフェー、料理店、キャバレー等をいう。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(3)代理商及び仲立業とは商品を自分のものとしないで單に賣買の代理又は仲介斡旋等の業務を行つて手数料その他の報酬を得るものをいう。</td> </tr> </tbody></table>				業態を右の区分に従つて専業とするものに○印、兼業とするものに○印をつけること。	1. 一般卸賣業 2. 貿易業 3. 各種商品小賣業 4. 専門品小賣業 5. 飲食店 6. 代理商及び仲立業	(1)卸賣業とは 1. 及び 2. であつて原則として仕入商品を(り)、小賣業者又は次の段階にある卸賣業者に販賣するもの(り)、工場、鉱山等に販賣するもの(り)、ホテル、旅館、病院の薬局、理髪店及び美容院等のサービス業者に販賣するもの(り)、その他の産業用使用者に販賣するものをいう。なお貿易業(輸出入業及び主として連合軍に納品するもの等)は卸賣業とする。		(2)小賣業とは最終消費者(一般消費者)に対して商品を販賣するものをいう(り)、各種商品小賣業に入るものは百貨店、均一價格店、よろづ屋(り)、専門品小賣業に入るものは主として同じ種類の商品又はそれに附屬する商品を専門に取り扱う小賣業で、例えば呉服店、洋服店、食料品店、薬品店、文房具店、寵物店、洋品雜貨店、小間物店、荒物雜貨店等である。なお豆腐屋のように製造小賣するものは小賣業とする。(り)、飲食店とは食堂、喫茶店、カフェー、料理店、キャバレー等をいう。		(3)代理商及び仲立業とは商品を自分のものとしないで單に賣買の代理又は仲介斡旋等の業務を行つて手数料その他の報酬を得るものをいう。																	
業態を右の区分に従つて専業とするものに○印、兼業とするものに○印をつけること。	1. 一般卸賣業 2. 貿易業 3. 各種商品小賣業 4. 専門品小賣業 5. 飲食店 6. 代理商及び仲立業																												
(1)卸賣業とは 1. 及び 2. であつて原則として仕入商品を(り)、小賣業者又は次の段階にある卸賣業者に販賣するもの(り)、工場、鉱山等に販賣するもの(り)、ホテル、旅館、病院の薬局、理髪店及び美容院等のサービス業者に販賣するもの(り)、その他の産業用使用者に販賣するものをいう。なお貿易業(輸出入業及び主として連合軍に納品するもの等)は卸賣業とする。																													
(2)小賣業とは最終消費者(一般消費者)に対して商品を販賣するものをいう(り)、各種商品小賣業に入るものは百貨店、均一價格店、よろづ屋(り)、専門品小賣業に入るものは主として同じ種類の商品又はそれに附屬する商品を専門に取り扱う小賣業で、例えば呉服店、洋服店、食料品店、薬品店、文房具店、寵物店、洋品雜貨店、小間物店、荒物雜貨店等である。なお豆腐屋のように製造小賣するものは小賣業とする。(り)、飲食店とは食堂、喫茶店、カフェー、料理店、キャバレー等をいう。																													
(3)代理商及び仲立業とは商品を自分のものとしないで單に賣買の代理又は仲介斡旋等の業務を行つて手数料その他の報酬を得るものをいう。																													
調査員検印																													

(この調査票を提出するものは法人経営の商店及び個人経営で専用店舗の商店のものに限る。)

※業種												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>12. 運送関係施設</th> <th>右の区分に従つてこの店が業務上に専用として使つている場合はその各々の台数を記入すること。</th> <th>自動車</th> <th>オートバイ</th> <th>自転車</th> <th>荷車、馬車、リヤカーを含む。</th> </tr> <tr> <th>乗用</th> <th>台</th> <th>台</th> <th>台</th> <th>台</th> </tr> </thead> </table>		12. 運送関係施設	右の区分に従つてこの店が業務上に専用として使つている場合はその各々の台数を記入すること。	自動車	オートバイ	自転車	荷車、馬車、リヤカーを含む。	乗用	台	台	台	台
12. 運送関係施設	右の区分に従つてこの店が業務上に専用として使つている場合はその各々の台数を記入すること。	自動車	オートバイ	自転車	荷車、馬車、リヤカーを含む。							
乗用	台	台	台	台								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>13. 資金借入先</th> <th>この店がどこから資金を借り入れているか、右の区分に従つて主とするものに○印、從とするものに○印をつけること。但し、商品の掛買金は資金の借り入れと見なしてこの中に含めるこ</th> <th>1. 銀行 2. 市街地信用組合 3. 商工協同組合 4. 信用協同組合 5. 事業協同組合 6. 生産業者 7. 間屋 8. 無盡 9. その他</th> </tr> </thead> </table>		13. 資金借入先	この店がどこから資金を借り入れているか、右の区分に従つて主とするものに○印、從とするものに○印をつけること。但し、商品の掛買金は資金の借り入れと見なしてこの中に含めるこ	1. 銀行 2. 市街地信用組合 3. 商工協同組合 4. 信用協同組合 5. 事業協同組合 6. 生産業者 7. 間屋 8. 無盡 9. その他								
13. 資金借入先	この店がどこから資金を借り入れているか、右の区分に従つて主とするものに○印、從とするものに○印をつけること。但し、商品の掛買金は資金の借り入れと見なしてこの中に含めるこ	1. 銀行 2. 市街地信用組合 3. 商工協同組合 4. 信用協同組合 5. 事業協同組合 6. 生産業者 7. 間屋 8. 無盡 9. その他										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>14. 商品仕入先</th> <th>商品の仕入先を右の区分に従つて主とするものに○印、從とするものに○印をつけること。</th> <th>1. 生産業者 2. 卸賣業者 3. 小賣業者 4. その他</th> </tr> </thead> </table>		14. 商品仕入先	商品の仕入先を右の区分に従つて主とするものに○印、從とするものに○印をつけること。	1. 生産業者 2. 卸賣業者 3. 小賣業者 4. その他								
14. 商品仕入先	商品の仕入先を右の区分に従つて主とするものに○印、從とするものに○印をつけること。	1. 生産業者 2. 卸賣業者 3. 小賣業者 4. その他										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>15. 商品販賣先</th> <th>商品の販賣先を右の区分に従つて主とするものに○印、從とするものに○印をつけること。</th> <th>1. 生産業者 2. 卸賣業者 3. 工場、鉱山、その他の産業用使用者 4. 小賣業者 5. 一般消費者</th> </tr> </thead> </table>		15. 商品販賣先	商品の販賣先を右の区分に従つて主とするものに○印、從とするものに○印をつけること。	1. 生産業者 2. 卸賣業者 3. 工場、鉱山、その他の産業用使用者 4. 小賣業者 5. 一般消費者								
15. 商品販賣先	商品の販賣先を右の区分に従つて主とするものに○印、從とするものに○印をつけること。	1. 生産業者 2. 卸賣業者 3. 工場、鉱山、その他の産業用使用者 4. 小賣業者 5. 一般消費者										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>16. 商品手持額 (昭和24年8月1日現在)</th> <th>手持商品の總金額を販賣價格を以つて記入すること。但し、昭和24年8月1日現在で記入が困難な場合は本年内でこの期日に最も近い決算期日の事実によつてよい。決算期日によつた場合にその月日を明記すること。 (昭和24年 月 日現在) なお自己所有品と受託品とに区分して、全手持商品に対する割合を記入すること。但し、他え委託している商品は含めない。</th> <th>総 金 額</th> <th>内 所 有 品</th> <th>内 受 託 品</th> <th>外 訳 計</th> <th>内 手 数 料</th> </tr> </thead> </table>		16. 商品手持額 (昭和24年8月1日現在)	手持商品の總金額を販賣價格を以つて記入すること。但し、昭和24年8月1日現在で記入が困難な場合は本年内でこの期日に最も近い決算期日の事実によつてよい。決算期日によつた場合にその月日を明記すること。 (昭和24年 月 日現在) なお自己所有品と受託品とに区分して、全手持商品に対する割合を記入すること。但し、他え委託している商品は含めない。	総 金 額	内 所 有 品	内 受 託 品	外 訳 計	内 手 数 料				
16. 商品手持額 (昭和24年8月1日現在)	手持商品の總金額を販賣價格を以つて記入すること。但し、昭和24年8月1日現在で記入が困難な場合は本年内でこの期日に最も近い決算期日の事実によつてよい。決算期日によつた場合にその月日を明記すること。 (昭和24年 月 日現在) なお自己所有品と受託品とに区分して、全手持商品に対する割合を記入すること。但し、他え委託している商品は含めない。	総 金 額	内 所 有 品	内 受 託 品	外 訳 計	内 手 数 料						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>17. 商品別賣上高 昭和24年7月1日より7月31日までの1箇月間の商品賣上高を記入すること。(裏面の賣上高の記入注意を参照)なお賣上高中には取引高税を含めないこと。 (1)卸賣業者の賣上高は卸賣権に、又小賣業者の賣上高は小賣権に記入すること。 (2)卸賣業者が小賣をした場合或は小賣業者が卸賣をした場合は夫々卸賣、小賣に区分して記入すること。 (3)代理業及び仲立業は手数料を記入すること。但し、受託品を小賣した場合は賣上高を記入すること。 (4)卸賣権の賣上高についてはその賣上高の合計金額を記入し更にその販賣先が縣内(又は都内)であるかを区分してその割合を各々該当欄に記入すること。</th> <th>※分類番号</th> <th>商 品 名</th> <th>卸 賣 上 高</th> <th>小 賣 上 高</th> <th>代理業及仲立業</th> </tr> </thead> </table>		17. 商品別賣上高 昭和24年7月1日より7月31日までの1箇月間の商品賣上高を記入すること。(裏面の賣上高の記入注意を参照)なお賣上高中には取引高税を含めないこと。 (1)卸賣業者の賣上高は卸賣権に、又小賣業者の賣上高は小賣権に記入すること。 (2)卸賣業者が小賣をした場合或は小賣業者が卸賣をした場合は夫々卸賣、小賣に区分して記入すること。 (3)代理業及び仲立業は手数料を記入すること。但し、受託品を小賣した場合は賣上高を記入すること。 (4)卸賣権の賣上高についてはその賣上高の合計金額を記入し更にその販賣先が縣内(又は都内)であるかを区分してその割合を各々該当欄に記入すること。	※分類番号	商 品 名	卸 賣 上 高	小 賣 上 高	代理業及仲立業					
17. 商品別賣上高 昭和24年7月1日より7月31日までの1箇月間の商品賣上高を記入すること。(裏面の賣上高の記入注意を参照)なお賣上高中には取引高税を含めないこと。 (1)卸賣業者の賣上高は卸賣権に、又小賣業者の賣上高は小賣権に記入すること。 (2)卸賣業者が小賣をした場合或は小賣業者が卸賣をした場合は夫々卸賣、小賣に区分して記入すること。 (3)代理業及び仲立業は手数料を記入すること。但し、受託品を小賣した場合は賣上高を記入すること。 (4)卸賣権の賣上高についてはその賣上高の合計金額を記入し更にその販賣先が縣内(又は都内)であるかを区分してその割合を各々該当欄に記入すること。	※分類番号	商 品 名	卸 賣 上 高	小 賣 上 高	代理業及仲立業							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>18. 月別賣上高 昭和23年8月1日より昭和24年7月31までの一年間の賣上高を各月別に記入すること、なお取引高税は含めないこと。</th> <th>昭和23年8月 円</th> <th>9月 円</th> <th>10月 円</th> <th>11月 円</th> </tr> </thead> </table>		18. 月別賣上高 昭和23年8月1日より昭和24年7月31までの一年間の賣上高を各月別に記入すること、なお取引高税は含めないこと。	昭和23年8月 円	9月 円	10月 円	11月 円						
18. 月別賣上高 昭和23年8月1日より昭和24年7月31までの一年間の賣上高を各月別に記入すること、なお取引高税は含めないこと。	昭和23年8月 円	9月 円	10月 円	11月 円								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>19. 営業支出 (商品の仕入額を含めないこと。)</th> <th>昭和24年7月1日より7月31までの1箇月間の營業上の支出を右の区分に従つて記入すること、従つて家計支出を含めないこと。</th> <th>賃及び給料 円</th> <th>家及び地代 円</th> <th>費及び電話料 円</th> <th>廣告費 円</th> <th>合計 円</th> </tr> </thead> </table>		19. 営業支出 (商品の仕入額を含めないこと。)	昭和24年7月1日より7月31までの1箇月間の營業上の支出を右の区分に従つて記入すること、従つて家計支出を含めないこと。	賃及び給料 円	家及び地代 円	費及び電話料 円	廣告費 円	合計 円				
19. 営業支出 (商品の仕入額を含めないこと。)	昭和24年7月1日より7月31までの1箇月間の營業上の支出を右の区分に従つて記入すること、従つて家計支出を含めないこと。	賃及び給料 円	家及び地代 円	費及び電話料 円	廣告費 円	合計 円						
調査員検印		電話番号	局名	番号								

氏名又は名称なう印

商業主の住所及び

通商産業省